

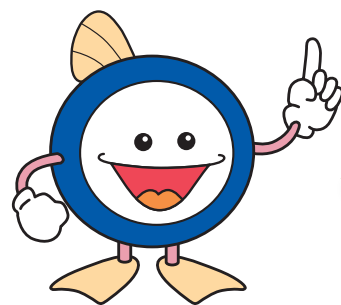
下水道使用料について

排水設備を設置して、下水道に排水を流せるようになると、**汚れた水を流した量に応じて「下水道使用料」を納めていただくこととなります。**

下水道使用料は、下水道管の清掃や修理、浄化センターの運転・維持管理などの経費に使われます。

汚れた水の量の決め方

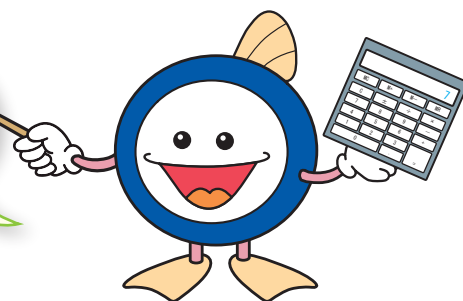
水道水のみ使用している場合



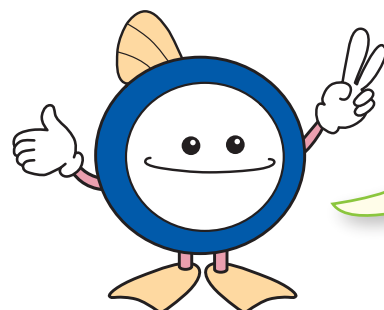
水道水の使用量が、汚れた水の量となります。

その他の水（井戸水など）のみを使用している場合

1人につき1ヵ月『7m³』で計算した量とします。



水道水とその他の水を併用して使用している場合

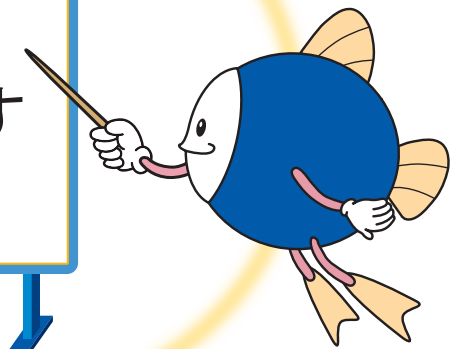


水道水とその他の水の合計が汚れた水の量となります。

下水道使用料は

1m³あたり
単価は**209円**です

(消費税込・税抜単価190円)



下水道使用料の納付について

計算例

<1か月に汚れた水を流した量(水道水などの使用量)が7m³の場合の下水道使用料の計算例>

190円 × 7m³ × 1.1 = 1,460円 となります。
(10円未満切捨て)

※1m³あたりの単価、消費税は、令和元年10月現在のものです。法律などの改正により変更する場合があります。

下水道使用料早見表

m ³	円	m ³	円
5	1,040	20	4,180
10	2,090	23	4,800
13	2,710	25	5,220
15	3,130	28	5,850
18	3,760	30	6,270

※10円未満切捨て

下水道使用料は、水道料金といっしょに上下水道料金として納付書または、口座振替により納付していただくこととなります。